資料１３－５

新型コロナウイルスワクチン接種について

１　新型コロナワクチン接種について

現行の特例臨時接種と令和６年度の定期接種の比較

	現在（令和５年秋開始接種など）	令和６年度から
接種の分類	特例臨時接種	Ｂ類疾病の定期接種
対象者	生後６か月以上の者	①　65 歳以上の高齢者 ②　60～64 歳で重症化リスクの高い方
接種期間、回数	期間：令和６年３月 31 日まで 回数：１回	年に１回、秋冬を想定
接種勧奨の有無	あり ※65 歳未満の者はなし（一部除く）	なし
対象者の努力義務の有無	あり ※65 歳未満の者はなし（一部除く）	なし
財源	全額国費で負担	市町村負担（３割交付税措置）
自己負担	なし	あり
医療機関の接種単価	国で一律に接種単価を設定	市町村と医療機関で額含め調整し、契約

※令和６年度からは、季節性インフルエンザの定期接種と同様